

ID: 177

担当部署: 経済観光部 農林水産課

処分の概要	漂流物の除去命令		
例規名 根拠条項	長門市漁港管理条例 第6条		
例規番号	平成17年条例第136号		
<p>【根拠条文】 (漂流物の除去命令)</p> <p>第6条 市長は、漁港の区域内の水域における漂流物が漁港の利用を著しく阻害するおそれがあるときは、当該物件の所有者又は占有者に対し、その除去を命じることができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 5 月 7 日	最終変更年月日	年 月 日